

# 熊本県農業再生協議会規約

平成 23 年 4 月 15 日制定

令和 3 年 5 月 11 日一部改正

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協議会は、熊本県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 県協議会は、主たる事務所を熊本県農業協同組合中央会に置く。

(目的)

第 3 条 県協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、経営所得安定対策制度等の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興を目的とする。この他、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の推進に関すること。
- (2) 水田活用の直接支払交付金の推進に関すること。
- (3) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に関すること。
- (4) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。
- (5) 対象作物の生産数量目標の設定に関すること。
- (6) 農地の利用集積に関すること。
- (7) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業の推進に関すること
- (8) 産地パワーアップ事業の推進に関すること。
- (9) この他、地域農業を振興するために必要なこと。

## 第2章 会員等

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 熊本県農業協同組合中央会
- (2) 熊本県経済農業協同組合連合会
- (3) 熊本県農林水産部
- (4) 熊本県主食集荷協同組合
- (5) 熊本県農業共済組合
- (6) 熊本県農業会議
- (7) 熊本県市長会
- (8) 熊本県町村会

(届出)

第6条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

## 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 監事 2名
- 2 会長は熊本県農業協同組合中央会代表理事会長をもって充てる。
- 3 副会長は熊本県経済農業協同組合連合会代表理事会長及び熊本県農林水産部生産経営局長をもって充てる。
- 4 監事は熊本県主食集荷協同組合理事長及び熊本県農業会議会長をもって充てる。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
  - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員解任)

第9条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第10条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### 第4章 総会

(総会の種別等)

第11条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第12条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第 13 条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各 1 個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第 2 項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第 15 条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第 14 条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること。
- (5) 対象作物の生産数量目標に関する情報の算定等に関すること。
- (6) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

ただし、緊急を要するものに限り、会長決裁により変更できるものとする。

(特別議決事項)

第 15 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 県協議会規約の変更
- (2) 県協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第 16 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催前までに県協議会に到着しないときは、無効

とする。

- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
- 4 第13条第1項及び第4項並びに第15条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、前条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
  - (3) 議案
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

## 第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第18条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第20条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。
  - (1) 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長
  - (2) 熊本県経済農業協同組合連合会 農産部長
  - (3) 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長
  - (4) 熊本県主食集荷協同組合 参事
  - (5) 熊本県農業共済組合 参事
  - (6) 熊本県農業会議 事務局長
  - (7) 熊本県市長会 事務局長
  - (8) 熊本県町村会 事務局長
- 3 幹事の中から幹事長を互選する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第 19 条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
  - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関する事。
- 2 幹事会において、前項第 1 号にあっては総会開催の直前に、第 2 号及び第 3 号にあっては必要に応じて協議する。

## 第 6 章 事務局等

(事務局)

第 20 条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。
- (1) 熊本県農業協同組合中央会
  - (2) 熊本県経済農業協同組合連合会
  - (3) 熊本県農林水産部
- 3 前項各号に掲げる事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。
- 4 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 5 事務局長は、第 3 項の責任者の中から会長が任命する。
- 6 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第 21 条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 22 条 県協議会は、第 2 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

## 第7章 会計

(事業年度)

第23条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第24条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金
- (2) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理
- (3) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進費補助金
- (4) 県からの補助金・交付金
- (5) その他の収入

(資金の取扱い)

第25条 県協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第26条 県協議会の事務に要する経費は、第24条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第27条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第28条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の5日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第29条 会長は、第27条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、九州農政局長に提出しなければならない。

## 第8章 都道府県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第30条 この規約及び第21条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく九州農政局長に届出なければならない。

(県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第31条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより国、若しくは一般社団法人日本施設園芸協会に返還するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

## 第9章 雑則

(細則)

第32条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成16年3月29日から施行する。
- 2 本県協議会の設立初年度の役員の選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。



- 3 県協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第27条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 県協議会の設立初年度の会計年度については、第23条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から当該年度の3月31日までとする。
- 5 この規約は、平成17年4月14日に一部改正する。
- 6 この規約は、平成18年4月12日に一部改正する。
- 7 この規約は、平成19年4月12日に一部改正する。  
なお、平成19年度に執行する平成18年産対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、従前の例によるものとする。
- 8 この規約は、平成20年11月27日に一部改正する。
- 9 この規約は、平成21年4月24日に一部改正する。
- 10 この規約は、平成21年7月21日に一部改正する。
- 11 この規約は、平成22年4月22日に一部改正する。  
なお、水田等有効活用促進対策の平成21年産大豆数量加算については、従前の例によるものとする。
- 12 この規約は、平成23年4月15日に一部改正する。
- 13 この規約は、平成25年3月5日に一部改正する。
- 14 この規約は、平成25年4月22日に一部改正する。
- 15 この規約は、平成25年12月18日に一部改正する。
- 16 この規約は、平成26年2月21日に一部改正する。
- 17 この規約は、平成27年2月3日に一部改正する。
- 18 この規約は、平成27年4月22日に一部改正する。
- 19 この規約は、平成28年5月2日に一部改正する。
- 20 この規約は、平成29年4月25日に一部改正する。
- 21 この規約は、平成29年12月14日に一部改正する。
- 22 この規約は、令和元年12月10日に一部改正する。
- 23 この規約は、令和3年5月11日に一部改正する。